

四日市市告示第362号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年5月13日

四日市市長 森 智 広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年四日市市告示第137号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象資格)</p> <p>第3条 訓練促進給付金の支給の対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、次の各号に掲げる資格とする。</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p><u>(14) シスコシステムズ認定資格</u></p> <p><u>(15) LPI認定資格</u></p> <p><u>(16) その他前各号に準じ市長が定める資格</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の</p>	<p>(対象資格)</p> <p>第3条 訓練促進給付金の支給の対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、次の各号に掲げる資格とする。</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p><u>(14) その他前各号に準じ市長が定める資格</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て</p>

母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。

(1) (略)

(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において、1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものであり、対象資格の取得が見込まれる者であること。

なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受験する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。

(3)及び(4) (略)

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当

満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。

(1) (略)

(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。

(3)及び(4) (略)

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当

該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替え、平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取り扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないも

該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替え、平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取り扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないも

の」と読み替え、平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取り扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。)を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額14万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額1万500円)

2 (略)

(事前相談)

第7条 市長は、養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家

の」と読み替え、平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取り扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。)を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額14万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額11万円500円)

2 (略)

(事前相談)

第7条 市長は、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として事前相談を実施し、受給希望者の事前把握に努めるものとする。

庭の父を対象として事前相談を実施し、
受給希望者の事前把握に努めるものと
する。

2 (略)

2 (略)

附則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月23日から適用する。

(こども未来部こども家庭課)